お客さま各位

休眠預金等活用法に関するお知らせ

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)が、平成28年12月に成立・公布され、平成30年1月1日から施行されます。

この法律に基づき、お客さまからお預かりしている 10 年以上お取引のない「預金等」(以下、「休眠預金等」といいます。)については、「最終異動日等」から 10 年 6 か月を経過する日までに、当社のホームページ上に電子公告を行った上で、預金保険機構へ移管します。

なお、預金保険機構へ移管した「休眠預金等」は、お客さまからの所定の請求手続により、お支払いさせていただきます。

「休眠預金等活用法」における用語の定義等については、以下の説明をご参照ください。

【休眠預金等活用法における用語の定義】

- ●「休眠預金等」とは
 - 平成 21 年 1 月 1 日以降のお取引(「最終異動日等」)から 10 年以上、その後のお取引のない「預金等」です。
- ●「預金等」とは
 - 預金保険法、貯金保険法上の付保対象となる預貯金等(一般預貯金・決済性預貯金)をいいます。
- ●「最終異動日等」とは
 - 次の①~④に掲げる日のうち、最も遅い日をいいます。
 - ① 「異動」(詳細は、下記「異動事由一覧表」をご参照ください。)が最後にあった日
 - ② 「預金等」に係る債権の行使が期待される日
 - ※ 満期日(定期預金等)、差押えの終了日、将来の入出金予定日 等
 - ③ 「預金者等」への通知発送日(宛先不明等で返送されなかった場合に限ります。)
 - ※「最終異動日等」から9年を経過した元本1万円以上の「預金等」について通知を行い、当該通知が「預金者等」に到達した場合に限ります。
 - ④ 「預金等」に該当することとなった日

異動事由一覧表

	預金種類	当社が行政庁の認可を受けている異動事由							
法定異動事由		通帳			証書			お客さまの申出	お客さまの申出
		発行	記帳 ★1	繰越	発行	記帳 ★1	繰越	による 契約内容の変更	による お客さま情報の変更
 ① 引出し ② 預入れ ③ 振込の受入 ④ 口座振替その他の事由による預金額の異動 【注】①~④は、当社からの利子の支払に係るものは除きます。 ⑤ 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求 【注】⑤は、当社が当該支払の請求を把握できる場合に限ります。 ⑥ 預金者等からの公告された預金等に対する情報の提供の求め 	当座預金	0	_	_	_	_	_	_	○ ★5
	普通預金 ★2	0	0	0		_	_	○ ★4	○ ★5
	貯蓄預金	0	0	0	1	_	_	1	○ ★5
	納税準備預金	0	0	0	1	_	_	1	○ ★5
	別段預金	_		_	1	_	_	1	○ ★5
	通知預金	0	0	0	0	0	0		○ ★5
	定期預金 ★2、★3	0	0	0	0	0	0		○ ★5
	積立式定期預金 ★2	0	0	0	1	_	_		○ ★5
	定期積金	0	0	0	1	_	_	1	○ ★5
休眠預金等活用法の対象外です。	財形預金	休眠預金等活用法の対象外です。							
	マル優								
	譲渡性預金								

- ★1 記帳する取引が無かった場合を除きます。
- ★2 総合口座取引規定に基づく他の預金について、異動事由が生じた場合は、該当預金の異動事由も更新します。
- ★3 通帳式の預金に異動事由が生じた場合は、同一通帳内の他の預金の異動事由も更新します。
- ★4 お客さまの申出による次の預金種別の変更が該当します。
 - 「普通預金」→「決済用普通預金」 「総合口座(普通預金)」→「総合口座(決済用普通預金)」
 - 「決済用普通預金」→「普通預金」 「総合口座(決済用普通預金)」→「総合口座(普通預金)」
- **★**5 お客さまの申出による取引店移管が該当します。

株式会社トマト銀行